

岐阜県公報

目 次

教育委員会規則

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則	(社会教育文化課)	一
岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則	(同)	二

教育委員会規則

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県図書館管理規則(昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「読書活動支援資料」に改め、同条第一項中「図書館において直接閲覧及び貸出しを受けることが困難な住民のため」を「図書館に、県民の読書活動の普及促進を図るため」に、「ために貸出文庫」を「読書活動支援資料」に改め、同条第二項中「貸出文庫」を「読書活動支援資料」に改める。

第八条を削る。

第九条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第八条とし、第十条から第十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別記第一号様式中「第10条」を「第9条」に改める。

別記第二号様式中「第11条」を「第10条」に改める。

別記第三号様式中「第14条」を「第10条」に、「60日」を「3か月」に改め、「次の」又は口に掲げる場合には、それぞれ「それを」又は口に掲げる」と上記1の審査

請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた」と改め、上

口上
た場

記1の審査請求をした場合 当審査請求に対する裁
送達を受けた日

を指す。

記1の審査請求に対する裁決を経て、再審査請求をし
当該再審査請求に対する裁決の送達を受けた日

別記第四号様式中「第12条」を「第11条」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県博物館管理規則（昭和五十一年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次の
ように改正する。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「60日」を「3か月」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県美術館管理規則（昭和五十七年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次の
ように改定する。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「60日」を「3か月」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社